



金 沢 市 公 報

第 2 7 4 2 号

平成24年(2012年)10月22日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ	
告 示		都市計画法の規定に基づく都市計画の変更に ついて (都市計画課) 11
地縁による団体の認可について (12件)		農業委員会告示
(市民参画課) 1		平成24年第10回金沢市農業委員会総会の招集
住民票の職権消除について (市 民 課) 9		について (農業委員会事務局) 11
公 告		公営企業告示
予防接種を行うことについて (健康総務課) 9		公共下水道の供用及び終末処理場による下水 の処理の開始について (建 設 課) 12

告 示

●金沢市告示第257号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年10月22日

金沢市長 山 野 之 義

1 名称

三浦町会

2 規約に定める目的

この会は、町の発展向上を図り、会員相互の自治共助の趣旨に基づいて、相互救済及び親睦をはかり、もって社会福祉に寄与することを目的とする。

3 区域

町の名称	字	地 番
三浦町		全域
南新保町	八	14番1～15番5、27番3～27番5、30番3～31番1、36番3～46番1、46番3～47番1、47番3～48番6
割出町		262番1～267番5、275番2～275番5、275番7、276番4～282番1、298番4～300番10、322番1～339番1、435番1～436番1

4 主たる事務所

金沢市三浦町301番地69

5 代表者の氏名及び住所

山本 新一

金沢市三浦町301番地69

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

総会員の4分の3以上の同意による総会の議決

9 認可年月日

平成24年10月22日

●金沢市告示第258号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年10月22日

金沢市長 山 野 之 義

1 名称

大野町1丁目町会

2 規約に定める目的

この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

3 区域

町の名称	字	地 番
大野町1丁目		2番1、3番～52番、54番～82番1、93番1、93番5、95番1、95番2
大野町4丁目		1番4、2番3、3番、9番、143番、144番、150番～152番
	ル	11番1～17番1、29番1～43番
	ヲ	13番～63番1
	ワ	20番～25番1、27番1～57番3
	カ	8番1～9番3、10番2～72番2

4 主たる事務所

金沢市大野町1丁目8番地5

5 代表者の氏名及び住所

橋本 忠彦

金沢市大野町1丁目30番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

総会員の4分の3以上の同意による総会の議決

9 認可年月日

平成24年10月22日

●金沢市告示第259号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年10月22日

金沢市長 山 野 之 義

1 名称

大野町2丁目町会

2 規約に定める目的

この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

3 区域

町の名称	字	地	番
大野町2丁目		3番～56番19	
大野町3丁目		48番1、51番1～51番6、51番8～51番13	
大野町4丁目	ヲ	1番6、1番7、12番	
	ワ	1番～4番、6番～19番、26番1	
	カ	1番～7番2、10番1、73番～85番2	

- 4 主たる事務所
金沢市大野町1丁目8番地5
- 5 代表者の氏名及び住所
紺田 健司
金沢市大野町2丁目39番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日
平成24年10月22日

●金沢市告示第260号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年10月22日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 名称
大野町3丁目町会
- 2 規約に定める目的
この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。
- 3 区域

町の名称	地	番
大野町2丁目	1番、2番	
大野町3丁目	1番～47番、48番2、51番3～51番4、51番7、51番10、53番	
大野町4丁目	46番2～46番5、49番	

- 4 主たる事務所
金沢市大野町1丁目8番地5
- 5 代表者の氏名及び住所
蒲生 隆夫
金沢市大野町3丁目31番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
総会員の4分の3以上の同意による総会の議決

9 認可年月日

平成24年10月22日

●金沢市告示第261号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年10月22日

金沢市長 山 野 之 義

1 名称

大野町4丁目東町会

2 規約に定める目的

この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

3 区域

町の名称	字	地 番
大野町1丁目		1番1、1番3、1番4
		172番2、176番3～176番4、185番3～185番12、185番16～185番23、185番26
大野町4丁目	ル	18番1、19番1、20番1、20番5、20番6
	力	59番1～159番74

4 主たる事務所

金沢市大野町1丁目8番地5

5 代表者の氏名及び住所

戸田 康弘

金沢市大野町4丁目185番地8

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

総会員の4分の3以上の同意による総会の議決

9 認可年月日

平成24年10月22日

●金沢市告示第262号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年10月22日

金沢市長 山 野 之 義

1 名称

大野町4丁目西町会

2 規約に定める目的

この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

3 区域

町の名称	字	地	番
大野町4丁目		185番15、185番24～185番26	
	甲	18番12～18番47	

- 4 主たる事務所
金沢市大野町1丁目8番地5
- 5 代表者の氏名及び住所
栗森 茂樹
金沢市大野町4丁目甲18番地25
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日
平成24年10月22日

●金沢市告示第263号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年10月22日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 名称
大野町4丁目上町会
- 2 規約に定める目的
本会は、区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設等の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。
- 3 区域

町の名称	地	番
大野町1丁目	53番、83番1	
大野町4丁目	1番～1番3、2番2、5番～46番、47番、48番、50番～124番、138番1～142番1、143番1、145番～148番、152番～170番、172番3	
大野町5丁目	14番2、35番、36番、41番1～41番2、43番1	

- 4 主たる事務所
金沢市大野町1丁目8番地5
- 5 代表者の氏名及び住所
田丸 昌勝
金沢市大野町4丁目121番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日
平成24年10月22日

●金沢市告示第264号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年10月22日

金沢市長 山 野 之 義

1 名称

大野町4丁目下町会

2 規約に定める目的

この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

3 区域

町の名称	字	地 番
大野町4丁目	イ	122番～170番2、170番4～177番4
	ロ	1番～2番1
	ハ	1番～60番1、61番1、62番1～89番1、90番2～95番1、96番～97番1、100番～117番
	ホ	78番1、79番1、81番
	ヘ	1番～35番2、37番1、38番2、40番1～40番2、40番4～40番22
	チ	121番1、227番1、228番、229番、230番1、231番1、232番1
	リ	5番1～177番4
	甲	2番～2番30、19番

4 主たる事務所

金沢市大野町1丁目8番地5

5 代表者の氏名及び住所

粟森 長八

金沢市大野町4丁目838番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

総会員の4分の3以上の同意による総会の議決

9 認可年月日

平成24年10月22日

●金沢市告示第265号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年10月22日

金沢市長 山 野 之 義

1 名称

大野町5丁目町会

2 規約に定める目的

この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

3 区域

町の名称	地 番
大野町5丁目	1番～2番、5番～14番1、14番3～33番2、37番～39番1、42番1、42番2、45番～46番、51番～69番1、69番3～81番
大野町6丁目	13番、78番、80番、86番～92番

- 4 主たる事務所
金沢市大野町1丁目8番地5
- 5 代表者の氏名及び住所
番井 吉一
金沢市大野町5丁目57番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日
平成24年10月22日

●金沢市告示第266号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年10月22日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 名称
大野町6丁目町会
- 2 規約に定める目的
本会は、区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設等の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。
- 3 区域

町の名称	地 番
大野町5丁目	47番～48番、69番2
大野町6丁目	2番～12番、15番、17番～39番、43番～66番1、67番～72番、74番～77番3、81番～85番、100番～109番

- 4 主たる事務所
金沢市大野町1丁目8番地5
- 5 代表者の氏名及び住所
中村 司
金沢市大野町6丁目77番地1
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日
平成24年10月22日

●金沢市告示第267号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年10月22日

金沢市長 山 野 之 義

1 名称

大野町7丁目第1町会

2 規約に定める目的

本会は、区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設等の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

3 区域

町の名称	地 番
大野町6丁目	66番2、66番4、73番2、126番2～129番
大野町7丁目	1番～18番、38番1～38番2、39番、60番～63番、81番2～87番、116番～119番2、123番～159番

4 主たる事務所

金沢市大野町1丁目8番地5

5 代表者の氏名及び住所

磯端 安博

金沢市大野町7丁目153番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

総会員の4分の3以上の同意による総会の議決

9 認可年月日

平成24年10月22日

●金沢市告示第268号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年10月22日

金沢市長 山 野 之 義

1 名称

大野町7丁目第2町会

2 規約に定める目的

本会は、区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設等の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

3 区域

町の名称	字	地 番
大野町4丁目	甲	5番～15番、18番2、18番5～18番10、18番48～18番49、18番53～18番57
大野町6丁目		42番
大野町7丁目		23番、33番1～35番5、41番～44番、49番～59番、64番～80番、88番1～113番

4 主たる事務所

金沢市大野町1丁目8番地5

- 5 代表者の氏名及び住所
木 嬰 公志
金沢市大野町7丁目101番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日
平成24年10月22日

●金沢市告示第269号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成24年10月16日に職権で消除しましたが、本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により告示します。

平成24年10月22日

金沢市長 山 野 之 義

住 所	氏 名	性別	生 年 月 日
金沢市金石本町八5番地	三日市 厚 志	男	昭和55年11月5日
金沢市金石東1丁目4番41号	坂 下 茂	男	昭和44年11月3日
金沢市金石東1丁目11番7号（市営住宅7棟201号）	入 田 俊 二	男	昭和34年1月31日
金沢市専光寺町ワ52番地1	江 崎 小 春	男	昭和34年8月30日
金沢市神野町東122番地	駒 米 十一郎	男	昭和49年1月10日
金沢市幸町29番23号	田 谷 友 一	男	昭和40年5月6日
金沢市城南2丁目37番2号	岡 田 健 一	男	昭和33年10月23日
金沢市鱗町59番地1	深 尾 友 貴	男	昭和51年1月22日
金沢市東力1丁目9番地	東 紫珠子	女	昭和43年8月9日
金沢市大豆田本町八11番地1	荒 木 有希夫	男	昭和27年12月8日
金沢市東力2丁目114番地	村 井 眞 巳	女	昭和57年2月10日
金沢市玉鉾5丁目28番地	宮 本 豪	男	昭和17年2月15日
金沢市片町2丁目12番12号	菅 原 雅 彦	男	昭和33年7月25日
金沢市中央通町14番10号	山 田 善 浩	男	昭和40年10月8日
金沢市米泉町4丁目59番地1	高 尾 誠 二	男	昭和50年4月3日
金沢市芳齊2丁目16番29号	手良村 明 美	女	昭和36年6月2日
金沢市西泉4丁目24番地1	高 島 健 剛	男	昭和47年7月17日

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成24年10月22日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻疹風しん 第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	平成24年10月22日から 平成25年3月31日まで	別表のとおり
麻疹風しん 第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		
麻疹風しん 第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
麻疹風しん 第4期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
ジフテリア・ 百日せき・ 破傷風第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジフテリア・ 破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者		
日本脳炎第1期	平成7年6月1日から平成19年4月1日までの間に生まれた者 平成19年4月2日以後に生まれた者については、生後6月に達した者		
日本脳炎第2期	平成7年6月1日から平成19年4月1日までの間に生まれた者で、9歳以上の者		
麻疹第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
麻疹第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		
麻疹第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
麻疹第4期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		
風しん第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
風しん第4期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
不活化ポリオ 第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 麻疹及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予防接種を行う主たる場所		実施する予防接種の種類
	医療機関名	所在地	
大平 美穂	小松市民病院	小松市向本折町ホ60番地	麻しん風しん第1・2・3・4期 ジフテリア・百日せき・破傷風第1期 ジフテリア・破傷風第2期 日本脳炎第1・2期 麻しん第1・2・3・4期 風しん第1・2・3・4期
佐藤 啓	小松市民病院	小松市向本折町ホ60番地	麻しん風しん第1・2・3・4期 ジフテリア・百日せき・破傷風第1期 ジフテリア・破傷風第2期 日本脳炎第1・2期 麻しん第1・2・3・4期 風しん第1・2・3・4期 不活化ポリオ第1期

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成24年10月22日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備 考
金沢都市計画 用途地域	金沢市直江町、近岡町、問屋町3丁目 及び直江北1丁目の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成24年10月22日から 同年11月5日まで	副都心北部直江地 区
金沢都市計画 特別用途地区 (大規模集客 施設制限地区)	金沢市直江町の一部			副都心北部直江地 区
金沢都市計画 地区計画	金沢市直江町、近岡町、問屋町3丁目 及び直江北1丁目の各一部			副都心北部直江地 区地区計画
金沢都市計画 公園	金沢市磯部町、田中町、松寺町及び高 柳町の各一部			6・5・3号 北部運動公園
金沢都市計画 公園	金沢市新神田1丁目31番			2・2・79号 神田第3児童公園

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第10号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により、平成24年第10回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年10月22日

金沢市農業委員会

会長 朝 倉

忍

- 1 日時
平成24年10月25日午後 3 時
- 2 場所
金沢歌劇座第10会議室
- 3 議案
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第 3 条第 1 項に規定する許可の申請について
 - (2) 農地法第 4 条第 1 項に規定する許可の申請に対する意見決定について
 - (3) 農地法第 5 条第 1 項に規定する許可の申請に対する意見決定について
 - (4) 農地法第 5 条の規定に係る事業計画の変更申請に対する意見決定について
 - (5) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第29号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第 9 条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成24年10月22日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成24年11月 1 日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 田上町及び若松町の各一部
 - (2) 今町、大友町、大河端町、近岡町及び二日市町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市浅野本町ホ131番地
名称 城北水質管理センター
 - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊 3 丁目 5 番地 8
名称 臨海水質管理センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

平成24年(2012年)10月22日 印刷

平成24年(2012年)10月22日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾 4 丁目 166 番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄